

**フードシェアリングサービス参加促進業務
実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

フードシェアリングサービス参加促進業務

2 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

食品ロスの削減と物価高騰対策を目的として、神戸市内の飲食店・小売店・メーカーなど食品販売事業者に対して、フードシェアリングサービスへの参加拡大と利用促進を図る。併せて、市民への広報活動を行うことで、フードシェアリングサービスの認知度向上、利用拡大を推進する。

(2) 業務内容

- ・食品販売事業者に対するフードシェアリングアプリ（EC サイト含む）導入・運用伴走支援業務
- ・食品販売事業者に対するフードロスロッカーの利用伴走支援業務
- ・フードシェアリングサービスの市民向け広報活動

（別紙「仕様書」のとおり）

(3) 委託予定価格（契約上限額）

金 54,500,000 円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約期間

契約締結日～2027 年 3 月 31 日（水曜）

(5) 費用負担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則（昭和 39 年規則第 120 号）の規定に基づき、委託契約を締結する。

契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書、委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履

行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月市長決定）に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加者の資格要件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 応募書類等の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税）及び地方税について未納の税額がないこと。
- (7) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 神戸市物品等競争入札参加資格を有する、もしくはそれと同等の要件を満たすこと。

5 スケジュール

応募書類の配布開始	2026 年 4 月 30 日（木）
参加申込書・質問書の提出期限	2026 年 5 月 22 日（金）17 時 00 分（必着）
質問書への回答	2026 年 5 月 29 日（金）
応募書類の提出期限	2026 年 6 月 16 日（火）17 時 00 分（必着）
選定委員会の開催	2026 年 6 月 24 日（水）9 時～12 時（予定）
選定結果通知・公表	2026 年 6 月 30 日（火）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の交付

1. 配布開始日	2026 年 4 月 30 日（木）
2. 配布方法	神戸市 HP に掲載 https://www.city.kobe.lg.jp/a84526/business/itaku/foodsharingservice.html

(2) 参加申込書の提出

1. 受付期間	2026年4月30日(木)～2026年5月22日(金)17時00分
2. 提出書類	① 参加申込書(様式1号) ② 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式2号) ③ 直近1年分の法人税(又は所得税)・消費税の納税証明書(その3の3又はその3の2) ※②③は、提出日時点から起算して3か月以内に発行されたもの。 神戸市物品等競争入札参加資格を有する場合は省略可能。 ④ 申請者概要書(様式3号) ⑤ 直近年度の事業報告・事業計画書(任意様式) ⑥ 直近年度の決算書・予算書(任意様式) ⑦ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号) ⑧ 参加資格確認書(様式5号)
3. 提出方法	● 「8(2)提出先」宛てに電子メール、郵送、持参のいずれかで提出 ● 件名は「フードシェアリングサービス参加促進業務にかかる参加申込」とする。

(3) 質問の受付

1. 提出期限	2026年5月22日(金)17時00分 必着
2. 提出書類	委託事業者募集に関する質問票(様式6号)
3. 提出方法	● 「8(2)提出先」宛てに電子メール、郵送、持参のいずれかで提出(参加申込書と同送可) ● 件名は「フードシェアリングサービス参加促進業務にかかる質問書の提出」とする。
4. 回答	参加申込者全員に対して、2026年5月29日(金曜)(予定)に電子メールにより回答し、神戸市HPにも公開する。
5. その他	上記以外の方法による質問は受け付けない。(但し、審査に関係しない軽微な質問を除く)

(4) 応募書類の提出

1. 提出期限	2026年6月16日(火)17時00分 必着
2. 提出書類	① 企画提案書(A4判、任意様式) 必須記載項目は以下のとおりとする。 i) 本業務に対する考え方、実施方針

	<ul style="list-style-type: none"> ii) 具体的な実施内容 各事業者に効果的にアプローチする方法、市民に効果的に広報する方法、成果指標達成に向けた取組事項について具体的に提案すること。 iii) 本業務の実施体制（指揮命令系統や業務の管理責任者が明示されていること） iv) 本業務を受託した場合に、本業務を担当する者（実際に業務を行う責任者及び担当者全員）の名簿 v) 業務スケジュール vi) 提案のセールスポイント vii) 過去の類似業務実績 <p>② 見積書（A4判、様式自由） 積算根拠（作業項目ごとの内訳）を明記すること。</p>
3. 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「8（2）提出先」宛てに電子メール、郵送、持参のいずれかで提出 ● 件名は「フードシェアリングサービス参加促進業務にかかる応募書類の提出」とする。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案内容は、必ず実施可能な範囲で記載すること。 ● 実施内容は、提案内容に基づき、委託候補先確定後、再度、市と詳細を協議して決定する。 ● 見積書は、事業計画書の内容を全て実施するために必要な経費を積算して記載する。 ● 応募者が次の事項に該当した場合には失格とする。 <ul style="list-style-type: none"> i) 本公募要領に定める手続きを遵守しない場合 ii) 応募書類に虚偽の記載をした場合

7 候補者の選定

(1) 委託候補者の選定方法

本企画提案の審査については、フードシェアリングサービス参加促進業務受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて神戸市で選定する。

選定委員は、評価基準に沿って企画提案書等の審査を行う。

(2) 選定委員会

- ① 開催日時 2026年6月24日（水）9時～（予定）
- ② 場 所 三宮プラザ EAST B1階
- ③ 内 容 ・企画提案書等に基づくプレゼンテーション 20分
・質疑応答 10分

※詳細については、別途、応募者に対して通知する。

(3) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目	評価基準	配点
導入・参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕様書の内容を的確に捉え、成果指標達成に向けた具体性・実効性が高い独自の提案をしているか ● 実施スケジュールは、具体的かつ現実的な内容の計画となっているか ● 関係団体（フードシェアリングサービス事業者、ロッカー設置事業者、商工会等）との情報共有、連携を踏まえた提案をしているか ● 地域に偏りなく食品販売事業者にアプローチする提案をしているか 	40点
広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 各年齢層の特性を踏まえながら、市民に広く周知する提案をしているか ● 広報スケジュールは、具体的かつ現実的な内容の計画となっているか 	20点
運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を遂行するにあたり、十分なスタッフが配置され、必要な実施体制が整っているか ● 業務を遂行するにあたり、十分な経験と実績を有しているか 	20点
見積価格	$10 \text{点} \times (1 - (\text{見積金額} \div \text{予定価格}))$ ※小数点以下第1位を四捨五入する。	10点
地域性	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元企業（神戸市に本店がある場合）10点 ● 準地元企業（神戸市内に支店等がある場合）5点 	10点
合計		100点

- 審査員1人100点を持ち点とし、上記に示した審査項目について採点し、審査員全員の合計点を100点満点に換算したものを総合評価点数とする。
- 総合評価点数が最も高い事業者を契約候補者として選定する。ただし、最低基準（60点）を満たさない場合は、一位であっても契約候補者として選定しない（応募者が1社の場合も同様）。
- 総合評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」の「導入・参加支援」「広報」の合計点数が高い事業者を契約候補者とする。
- 審査結果は、審査終了後速やかに全ての提案者に通知するとともに、市ホームページに掲載する。
- 契約にあたっては、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の評価を受けた事業者から順に契約締結の協議を行う。

- 提案者は審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。他の提案者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- 各種書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- 提出された書類一式は返却しない。
- 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- 各期限後の提出、差し替え等は認めない。
- 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とする。
- 参加申込書の提出後に辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を「8（2）提出先」まで提出すること。

(2) 提出先

神戸市環境局事業系廃棄物対策課 島田・川添

【所在地】〒651-0086 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザ EAST 2階

【連絡先】078-595-6110（電話）

【電子メール】 gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp

【提出における留意事項】

- 持参による場合は、神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時から17時までの間とする（ただし、12時から13時までの間を除く）。
- 郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が確認できる方法により提出すること。
- 電子メールによる場合は、PDF ファイルで提出すること。